

愛知県地域防災計画(原子力災害対策計画)

新旧対照表(案)

原子力災害対策計画

頁	現行（平成 29 年 5 月修正）	修正原案（平成 30 年 5 月修正予定）	修正理由
	第 1 編 総則	第 1 編 総則	
	第 1 章 計画の目的・方針	第 1 章 計画の目的・方針	
	第 5 節 緊急事態における判断及び防護措置実施に係る基準	第 5 節 緊急事態における判断及び防護措置実施に係る基準	
3	<p>1 緊急事態区分及び緊急時活動レベル（EAL）</p> <p>緊急事態の初期対応段階においては、情報収集により事態を把握し、原子力施設の状況や当該施設からの距離等に応じ、防護措置の準備やその実施等を適切に進めることが重要である。このような対応を実現するため、原子力施設の状況に応じて、緊急事態を、警戒事態、施設敷地緊急事態及び全面緊急事態の3つに区分し、各区分における、原子力事業者、国及び地方公共団体のそれぞれが果たすべき役割を明らかにする。緊急事態区分と主要な防護措置の枠組みについては、<u>表 1</u>の前段にまとめる。</p> <p>また、<u>図 1</u>に全面緊急事態に至った場合の対応の流れを記載する。ただし、これらの事態は、ここに示されている区分の順序のとおりに発生するものでなく、事態の進展によっては全面緊急事態に至るまでの時間的間隔がない場合等があり得ることに留意すべきである。</p> <p>これらの緊急事態区分に該当する状況であるか否かを原子力事業者が判断するための基準として、原子力施設における深層防護を構成する各層設備の状態、放射性物質の閉じ込め機能の状態、外的事象の発生等の原子力施設の状況等に基づき緊急時活動レベル（Emergency Action Level。以下「EAL」という。）を設定する。</p> <p><u>各発電用原子炉の特性及び立地地域の状況に応じたEALの設定については、原子力規制委員会が示すEALの枠組みに基づき原子力事業者が行う。</u></p> <p><u>なお、原子力規制委員会が示すEALの枠組みの内容は、表 2のとおりである。</u></p>	<p>1 緊急事態区分及び緊急時活動レベル（EAL）</p> <p>緊急事態の初期対応段階においては、情報収集により事態を把握し、原子力施設の状況や当該施設からの距離等に応じ、防護措置の準備やその実施等を適切に進めることが重要である。このような対応を実現するため、<u>以下のとおり</u>、原子力施設の状況に応じて、緊急事態を、警戒事態、施設敷地緊急事態及び全面緊急事態の3つに区分し、各区分における、原子力事業者、国及び地方公共団体のそれぞれが果たすべき役割を明らかにする。緊急事態区分と主要な防護措置の枠組みについては、<u>表 1-1 から表 1-3 までの前段にまとめる。</u></p> <p>また、<u>図 1</u>に全面緊急事態に至った場合の対応の流れを記載する。ただし、これらの事態は、ここに示されている区分の順序のとおりに発生するものでなく、事態の進展によっては全面緊急事態に至るまでの時間的間隔がない場合等があり得ることに留意すべきである。</p> <p>これらの緊急事態区分に該当する状況であるか否かを原子力事業者が判断するための基準として、原子力施設における深層防護を構成する各層設備の状態、放射性物質の閉じ込め機能の状態、外的事象の発生等の原子力施設の状況等に基づき緊急時活動レベル（Emergency Action Level。以下「EAL」という。）を設定する。</p> <p><u>具体的なEALの設定については、各原子力施設の特性及び立地地域の状況に応じ、原子力規制委員会が示すEALの枠組み（表 2）及び下記を踏まえ、原子力事業者が行う。</u></p> <p><u>原子力事業者は、下記を踏まえたEALの設定を行い、その内容を原子力事業者防災業務計画に反映し、原子力規制委員会に届け出なければならない。また、原子力事業者は、各原子力施設の設備の状況の変化等を踏まえ、設定したEALの内容の見直しを行い、必要に応じ、原子力事業者防災業務計画に反映する必要がある。</u></p>	原子力災害対策指針の全部改正
4	<p>2 運用上の介入レベル（OIL）</p> <p>全面緊急事態に至った場合には、住民等への被ばくの影響を回避する観点から、基本的には上記 1 の施設の状況に基づく判断により、避難等</p>	<p>2 運用上の介入レベル（OIL）</p> <p>全面緊急事態に至った場合には、住民等への被ばくの影響を回避する観点から、基本的には上記 1 の施設の状況に基づく判断により、避難等</p>	原子力災害対策指針の全部改正

原子力災害対策計画

頁	現行（平成 29 年 5 月修正）	修正原案（平成 30 年 5 月修正予定）	修正理由
5	<p>の予防的防護措置を講じることが極めて重要であるが、放射性物質の放出後は、その拡散により比較的広い範囲において空間放射線量率等の高い地点が発生する可能性がある。このような事態に備え、国、地方公共団体及び原子力事業者は、緊急時モニタリングを迅速に行い、その測定結果を防護措置を実施すべき基準に照らして、必要な措置の判断を行い、これを実施することが必要となる。こうした対応の流れについては、図 1 及び表 1 の後段にまとめる。</p> <p>放射性物質の放出後、高い空間放射線量率が計測された地域においては、被ばくの影響をできる限り低減する観点から、数時間から 1 日以内に住民等について避難等の緊急防護措置を講じなければならない。また、それと比較して低い空間放射線量率が計測された地域においても、無用な被ばくを回避する観点から、1 週間以内に一時移転等の早期防護措置を講じなければならない。これらの措置を講じる場合には、<u>避難場所等でのスクリーニングの結果から除染等の措置を講じるようにしなければならない。</u>さらに、経口摂取等による内部被ばくを回避する観点から、一時移転等を講じる地域では、地域生産物の摂取を制限しなければならない。また、飲食物中の放射性核種濃度の測定を開始すべき範囲を数日以内に空間放射線量率に基づいて特定するとともに、当該範囲において飲食物中の放射性核種濃度の測定を開始し、その濃度に応じて飲食物摂取制限を継続的に講じなければならない。</p> <p>これらの防護措置の実施を判断する基準として、空間放射線量率や環境試料中の放射性物質の濃度等の原則計測可能な値で表される運用上の介入レベル（Operational Intervention Level。以下「OIL」という。）を設定する。</p> <p>表 1 原子力事業者、国、地方公共団体が採ることを想定される措置等 (追加) (追加)</p>	<p>の予防的防護措置を講じることが極めて重要であるが、放射性物質の放出後は、その拡散により比較的広い範囲において空間放射線量率等の高い地点が発生する可能性がある。このような事態に備え、国、地方公共団体及び原子力事業者は、緊急時モニタリングを迅速に行い、その測定結果を防護措置を実施すべき基準に照らして、必要な措置の判断を行い、これを実施することが必要となる。こうした対応の流れについては、図 1 及び表 1-1 から表 1-3 の後段にまとめる。</p> <p>放射性物質の放出後、高い空間放射線量率が計測された地域においては、被ばくの影響をできる限り低減する観点から、数時間から 1 日以内に住民等について避難等の緊急防護措置を講じなければならない。また、それと比較して低い空間放射線量率が計測された地域においても、無用な被ばくを回避する観点から、1 週間以内に一時移転等の早期防護措置を講じなければならない。これらの措置を講じる場合には、<u>国からの指示に基づき、避難住民等に対し、防護措置を実施すべき基準以下であるか否かを確認する検査（以下、「避難退域時検査」という。）の結果から簡易除染（着替え、拭き取り、簡易除染剤やシャワーの利用）等の措置を講じるようにしなければならない。</u>さらに、経口摂取等による内部被ばくを回避する観点から、一時移転等を講じる地域では、地域生産物の摂取を制限しなければならない。また、飲食物中の放射性核種濃度の測定を開始すべき範囲を数日以内に空間放射線量率に基づいて特定するとともに、当該範囲において飲食物中の放射性核種濃度の測定を開始し、その濃度に応じて飲食物摂取制限を継続的に講じなければならない。</p> <p>これらの防護措置の実施を判断する基準として、空間放射線量率や環境試料中の放射性物質の濃度等の原則計測可能な値で表される運用上の介入レベル（Operational Intervention Level。以下「OIL」という。）を設定する。</p> <p>表 1-1 原子力事業者、国、地方公共団体が採ることを想定される措置等（※別添 1 参照） 表 1-2 原子力事業者、国、地方公共団体が採ることを想定される措置等（※別添 2 参照） 表 1-3 原子力事業者、国、地方公共団体が採ることを想定される措置</p>	<p>原子力災害対策指針の全部改正</p>

原子力災害対策計画

頁	現行（平成 29 年 5 月修正）	修正原案（平成 30 年 5 月修正予定）	修正理由
8	表 2 各緊急事態区分を判断する EAL の枠組みについて	等（※別添 3 参照） 表 2 各緊急事態区分を判断する EAL の枠組みについて（※別添 4 参照）	原子力災害対策指針の全部改正
	第 2 章 原子力災害予防対策	第 2 章 原子力災害予防対策	
	第 6 節 環境放射線モニタリングの実施等	第 6 節 環境放射線モニタリングの実施等	
32 33	1 環境放射線モニタリングの実施 県は、災害時における原子力発電所等からの放射性物質及び放射線の放出による県内の環境に対する影響を評価するため、原子力規制委員会及び所在県がインターネット等で公開する環境放射線モニタリング情報を入手するほか、本県が原子力規制庁から受託している環境放射能水準調査（以下「環境放射能調査」という。）について、環境調査センターを始め県内 5 か所において実施し、その結果について同庁に報告するとともに、ウェブページで公表を行う。	1 環境放射線モニタリングの実施 県は、災害時における原子力発電所等からの放射性物質及び放射線の放出による県内の環境に対する影響を評価するため、原子力規制委員会及び所在県がインターネット等で公開する環境放射線モニタリング情報を入手するほか、本県が原子力規制庁から受託している環境放射能水準調査（以下「環境放射能調査」という。）において、環境調査センターを始め県内 5 か所で空間放射線量のモニタリング等を実施し、その結果について同庁に報告するとともに、ウェブページで公表を行う。	表記の整理
	第 3 編 災害応急対策	第 3 編 災害応急対策	
	第 1 章 活動態勢（組織の動員配備）	第 1 章 活動態勢（組織の動員配備）	
	第 1 節 県災害対策本部の設置・運営	第 1 節 県災害対策本部の設置・運営	
	(略) 2 本部の組織・運営 (略) なお、必要に応じて、自衛隊、(追加)、中部地方整備局、名古屋地方気象台、中日本高速道路株式会社、日本赤十字社、西日本電信電話株式会社、中部電力株式会社、関西電力株式会社その他関係機関から派遣された連絡要員を受け入れる。	(略) 2 本部の組織・運営 (略) なお、必要に応じて、自衛隊、 <u>中部運輸局</u> 、中部地方整備局、名古屋地方気象台、中日本高速道路株式会社、日本赤十字社、西日本電信電話株式会社、中部電力株式会社、関西電力株式会社その他関係機関から派遣された連絡要員を受け入れる。	表記の整理